

土砂災害特別警戒区域の指定

6月28日に東京都知事により町内の該当箇所が土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域に指定されました。

土砂災害特別警戒区域は、がけ崩れや土石流などの土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、生命や身体に著しい危害が生じる恐れがある区域です。

今後、指定区域を記したハザードマップを作成、配布しますので、お住まいの地域の危険箇所や避難所を事前に確認し、災害に備えていただくようお願いします。

また、土砂災害特別警戒区域内で住宅または居室を有する建築物の新築、改築などを行う場合には、土砂災害に対応できる構造が求められており、建築確認申請が必要な場合もあります。

町では土砂災害特別警戒区域の指定に伴い、区域内にある住宅または居室を有する建築物の土砂災害対策に対する改修について補助金を交付します。詳細については、ホームページなどでお知らせします。

指定された土砂災害特別警戒区域は東京都のホームページで確認できるほか、今回の指定に係る公示図書の縦覧をつぎの場所で行っています。

- ・ホームページ：<http://www2.sabomap.jp/tokyo/index.php>
- ・縦覧場所：東京都西多摩建設事務所または役場総務課

※問い合わせは、総務課 ☎ 8 3 - 2 3 4 9（区域について）
環境整備課 ☎ 8 3 - 2 3 6 7（建築物の規制・補助について）

秋の交通安全運動

～9月21日（土）から30日（月）までの10日間 全国一斉に行われます～

【運動の重点】

- 子供と高齢者の安全な通行の確保
- 高齢運転者の交通事故防止
- 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶
- 二輪車の交通事故防止

カ
ツ
ト

この運動に先立ち、「交通安全講習会」をつぎの日程で開催します。

- ①8月19日（月）文化会館／②8月20日（火）大丹波会館／③8月21日（水）日原森林館
- ④8月22日（木）福祉会館／⑤8月23日（金）旧小河内小学校

*時間は各会場とも午後7時からです。みなさんの参加をお願いします。

秋口になると日没時間の急激な早まりとともに、例年夕暮れ時や夜間には、重大事故につながるおそれのある交通事故が多発し、歩行中・自転車乗車中の死亡事故が増加すること、また、自動車乗車中の後部座席およびチャイルドシートの着用率がいまだに低調であること、さらに重大事故の原因となる飲酒運転による悲惨な交通事故が依然として後を絶たないことなどから運動の重点とします。

この機会に、みなさんご自身やご家族、また、ご近所の方をお誘いあわせのうえ、ぜひお近くの会場で受講していただき、道路交通法や交通安全に関する知識を深めるとともに、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけ、交通事故ゼロの町を目指しましょう。

※問い合わせは、総務課 ☎ 8 3 - 2 3 4 9